

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

法人向け投資減税制度のうまい活用法！

平成29年度税制改により、中小企業の設備投資を後押しする税制の大幅拡充が行われています。設備投資の検討材料に、内容をチェックしておきましょう。

2017年 3月末 4月~		2018年 3月末 4月~		2019年 3月末 4月~		2019年 10月
☞ グリーン投資税制		→				消費税 率10% ^
☞ 少額減価償却資産の特例		→				
改正 予定	☞ 中小企業の軽減税率(所得800万円以下15%) 2年延長	→				
	☞ 中小企業経営強化税制(生産性向上の設備投資減税 新設)	→				
	☞ 中小企業投資促進税制 2年延長	→				
	☞ 商業・サービス業等活性化税制 2年延長	→				
	☞ 研究開発税制 2年延長(サービス業も対象へ)	→				

●生産性1%向上の設備で、“即時償却”&“固定資産税1/2減免”！

中小企業が「特定経営力向上設備」を取得した場合、取得費の100%償却か、取得価額の10%の税額控除(資本金3千万円以下)または7%の税額控除(資本金3千万円超)ができる「中小企業経営強化税制」が新設されます。

2017年4月から2019年3月末までの資産取得が対象で、下図のA類型なら当初3年間の固定資産税も半分に減免できます。

設備を生産等に直接利用し、“認定経営力向上計画”の策定が必要なので、早めに準備しましょう。

特定経営力向上設備

資産種類	取得価額要件	生産性向上設備(A類型)		又は	収益力強化設備(B類型) 要件
		①最新モデル要件	②生産性向上要件		
機械装置	160万円以上	→ 10年以内販売開始	旧モデル比年1% 以上向上(工業会 等の証明書必要)		経済産業大臣の確認を 受けた、投資計画(年平均投 資収益率5%以上の計画)に 記載された設備等
工具	30万円以上	→ 4年以内販売開始			
器具備品	30万円以上	→ 6年以内販売開始			
建物付属設備	60万円以上	→ 14年以内販売開始			
ソフトウェア	70万円以上	→ 5年以内販売開始			

●生産性向上なしでも“30%償却”！

資本金1億円以下で従業員1,000人以下の中小企業の場合、上記の生産性向上とは無関係の設備投資でも、30%の特別償却又は資本金3,000万円以下なら7%の税額控除と選択できる「中小企業投資促進税制」が2019年3月末まで延長されます。

ただし、2017年4月以降からは下図の器具備品が除外されます。

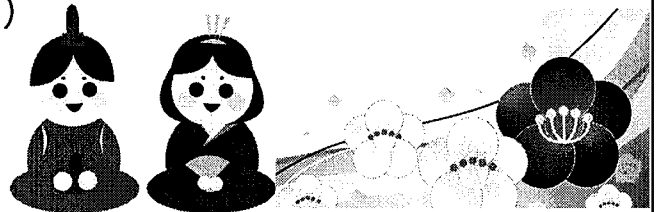
設備	要件
機械装置	すべて（1台160万円以上）
器具備品、工具	・一定の電子計算機（複数台計120万円以上）
	・一定のデジタル複合機（1台120万円以上）
	・一定の試験又は測定機器、測定工具・検査工具 （1台30万円以上かつ複数台計120万円以上）
ソフトウェア	一定のソフトウェア（複数合計70万円以上）
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

また、「商業・サービス業等活性化税制」も2019年3月末まで延長します。認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による指導に基づき、経営改善設備の取得をすることが要件です。

こちらの税制も30%の特別償却又は資本金3,000万円以下なら7%の税額控除と選択できます。

経営改善設備としては、下記の設備が対象となります。

- ・1台30万円以上の器具備品（ショーケース、看板、レジスター）
- ・1台60万円以上の建物付属設備（空調、内装等）



社員紹介コーナー

MS第5課課長 内田直樹

MS第5課 課長の内田です。
今年の4月で入社20年目を迎えます。二十歳で入社した時は、初々しい青年でした？が、20年の年月が…

課長になって、まだ2年目です。入社した当時と同じく、どうやったらもっとお客様のお役に立てるのか、また、お役に立つことの出来る部下を育てられるのかを常に考えて頑張っています。



社員からのコメント

谷口：「朴訥」という言葉がぴったりな内田課長（詳しくは「剛毅朴訥仁に近し」で検索を）。日々の業務をもの凄いスピードでこなし、イタズラ好きな部下の相談にも乗って下さる、優しく寛容な課長です。

深堀・中川葵：クールで口数が少ないと思われがちですが、実は飲みに行くと饒舌になります。仕事では保険の申し子と言われるくらいFP業務にも長けており、とても頼れる課長です。